

令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和6年12月
東京労働局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和5年の死亡災害は46人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）と前年比で9人減少したものの、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）が11,394人と前年比592人の増加となった。

令和6年9月末現在の死亡災害は前年から3人減少したものの25人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が本年4月から導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されたことから改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和6年12月1日（日）～ 令和7年1月31日（金）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進
- ⑨ 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼

(2) 各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～